

Hiroshi

Itoh ニューヨーク州立大学教授(アメリカ)の短期招請  
について

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学国際交流センター 公開日: 2009-04-15 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 吉田, 善明 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10291/4744">http://hdl.handle.net/10291/4744</a>

## II Hiroshi Itoh ニューヨーク州立大学教授 (アメリカ) の 短期招請について

法学部教授 吉田善明

国際交流センター基金事業の短期招請教授として、アメリカ州立ニューヨーク大学教授ヒロシ・イトウ氏を1990年10月にお招きした。

イトウ教授は、州立ワシントン大学で政治学博士 (Ph.D) の学位を得たのち州立イリノイ大学に奉職したのを皮切りに現在にいたっている。イトウ教授は、アメリカにおける数少ない日本の憲法政治、わけても最高裁判所の研究者として著名である。すでにすぐれた *Japanese Supreme Court ; Constitutional Politics* (1989) をはじめ多くの著書を発表している。

イトウ教授の今回の招請にあたり、つぎの3回の講義をお願いした。

第1回 アメリカの司法制度 — 違憲判決を中心に (10月8日)

第2回 アメリカにおける連邦裁判所と州裁判所との関係 (10月20日)

第3回 日米の違憲審査の比較法的、機能的研究 (10月22日)

これらの講義内容についてやや詳しく紹介しておこう。

### <第1回 アメリカの司法制度>

この講義は、法学部学生に対してなされたものである。受講者は約120名であった。講義は、アメリカの司法審査制の歴史とくに、マーベリ対マジンソン事件 (1803年) の内容、それがもたらした事件の影響、その後の違憲判決のケースを中心に行われた。とくに、20世紀にはいって、ニュー・デール政策期にみられた最高裁判所の違憲判決についてはくわしい講義であった。また、第二次大戦後の最高裁判所は司法積極主義に転じていることを人種差別 (*Brown V. Board of Education, 317 U. S. 483*) や投票価値の平等に関する判例を中心に説明された。

### <第2回 アメリカ連邦裁判所と州裁判所との関係>

この講義は、大学院法学研究科憲法専攻の院生を中心に学部学生の参加という方法でなされた。受講者は約 30 名であった。

講義は、まずアメリカ連邦裁判所の構造についてのべられる。すなわち、アメリカの連邦裁判所は三審制をとり、最高裁判所 (Supreme Court)、控訴裁判所 (Courts of Appeals)、地方裁判所 (District Courts) および請求裁判所 (Court of Claims) などからなる。また州については、州ごとに組織または名称はまちまちであるが、多くの州では、州最高の裁判所、中間裁判所、一審の裁判所、簡易裁判所の三審制である。しかし、州によっては二審制をとっている州もある。

司法権の権限については、アメリカ憲法第 3 条第 2 節第 1 項および 2 項に挙げられている。とくに、重要なのは合衆国の憲法、法律、条約にもとづいて生ずる事件、異なる州の市民間の訴訟をあつかっていることである。連邦裁判所と州裁判所との権限関係は、本質的には一つの自己完結的な制度となっており、連邦裁判所の下位にあるというわけではない。州裁判所は、連邦法の解釈については、連邦裁判所の判断に拘束されるが、他方、連邦裁判所も、州法を適用する場合には、州法の判例に拘束されるからである。

アメリカの司法行政は、裁判官の人事については昇進制がないのが特徴であると説明される。

最高裁判所の構成は、首席裁判官 (Chief Justice) と 8 名の裁判官 (Associate Justice) の 9 名である。首席裁判官は、首席裁判官として大統領が議会の同意を得て任命する。他の裁判官の序列は就任順による。また、最高裁判所の裁判官には、それぞれ法廷書記官 (Law Clerk) をつけるようになっている。Law Clerk は日本の最高裁判所の調査官に類似しているが、個々の裁判官につかえて判例、法令、学説などを調べるのが仕事である。

控訴裁判所は、中間上訴裁判所として 1891 年に設けられた。当時は巡回控訴裁判所 (Circuit Court of Appeals) と呼ばれたが、1948 年以來、控訴裁判所 (Courts of Appeals) と呼ばれている。控訴裁判所は全国に 11 か

所設けられている。控訴裁判所は、地方裁判所からの上訴と大部分の行政委員会の裁決に対する上訴を審理している。

地方裁判所 (District Court) は、連邦の第一審裁判所であり、連邦の裁判権に属する民事、刑事の事件をあつかっている。地方裁判所は各州によって異なるが、1ないし4つの裁判所が設けられている。そのほか特別な事項を扱う連邦裁判所に(i)請求裁判所 (Courts of Claims) (ii)関税裁判所 (Customs Court) (iii)租税裁判所 (Tax Court) などがある。これらの連邦裁判所の機構と権限と、かつ州の裁判所の組織・権限について、やさしく明快に説明されていたのが印象に残った。学生からも活発な質問があった。

### <第3回 日米の違憲審査の比較的、機能的研究>

この講義は、大学院法学研究科憲法専攻の院生、研究者を中心に学生の一部参加という方法で行われた。受講者は約35名であった。

講義は、まずアメリカ最高裁判所の違憲審査の政治的役割についてのべられたのち、日本の最高裁判所はどのような憲法判断を示してきたかについて憲法判例を通して分析される。教授は、立法・行政対最高裁判所という視点にたって、最高裁判所の憲法判断への姿勢が積極的と解されるか否か、あるいは保守的か否かについて分析・検討し、日本の最高裁判所は、消極的・保守的な行動をしているとのべられる。最高裁判所のなす判例傾向の指摘よりも分析の仕方に多くの関心をよんだ。また、討論では研究者・院生から活発な質問が出された。なお、この第3回の講義内容の一部は、「最高裁判所の政治的役割」として、明治大学国際交流基金事業招請外国人研究者講演録No. 7 (1990年度) に収録されているので参考とされたい。